

事 務 連 絡

平成29年5月19日

各正会員 事務局長 様

公益社団法人全国産業廃棄物連合会

専務理事 森 谷 賢

**平成29年度電波利用環境保護に関する周知・啓発活動について（周知依頼）**

当連合会の事業の運営につきましては、日頃から格別のご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

さて、標題の件につきまして、総務省総合通信基盤局長から別紙のとおり周知依頼がございました。

つきましては、貴職におかれましても、別紙により実施される電波利用環境保護周知啓発強化期間の趣旨をご理解いただき、貴協会関係会員に対し周知いただく等、良好な電波利用環境の整備につきましてご配慮を賜りますようお願い申し上げます。



総基視第58号  
平成29年5月11日

公益社団法人 全国産業廃棄物連合会会長 殿

総務省  
総合通信基盤局長



平成29年度電波利用環境保護に関する周知・啓発活動について（依頼）

拝啓 時下ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、情報通信行政に対し深い御理解と御協力を頂き、厚く御礼申し上げます。

さて、情報通信技術の一層の発展を受け、電波利用の機会は増加の一途を辿っており、一般国民が電波を使用した機器に接する機会が増大しております。

このような中で、電波利用秩序を維持し、誰もが安心して電波を利用でき、電波を利用したサービスを受けられる環境を維持することはますます重要になってきております。

しかしながら、無線局免許が必要にも関わらず、免許を有しないで開設・運用する無線局（以下「不法無線局」という。）は依然として多数存在しており、警察・消防救急・防災行政無線等の重要無線通信に対する混信・妨害をはじめ、テレビやラジオの受信障害、携帯電話への障害等、深刻な事案が多数発生し、当省に寄せられる混信妨害申告は後を絶ちません。さらに、インターネットショッピングやインターネットオークションで手軽に違法な無線機器を購入・使用することによる重要通信妨害等の事例も発生し、電波環境の悪化が懸念される状況となっています。

こうした状況から、当省としては、不法無線局による混信その他の妨害から重要無線通信をはじめとする無線通信の利用者を保護し、良好な電波利用環境の整備を推進するため、平成29年度においても別紙1の実施概要のとおり、電波利用に関する周知・啓発活動を集中的に実施するとともに、不法無線局の取締りを強化することとしております。

つきましては、貴連合会におかれましても、又は貴連合会から各都道府県等の各支部に対しまして協力要請いただき、引き続き別紙2の事項についてご支援、ご協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

敬 具

## 平成29年度電波利用環境保護周知啓発強化期間実施の概要

### 1 目的

電波利用に関する周知・啓発活動を集中的・重点的に行うとともに、不法無線局の取締りを強化することにより、正しく無線局を運用している電波利用者を、不法無線局による混信その他の妨害等から保護し、良好な電波利用環境の整備を推進することを目的とし、昭和52年度から毎年実施している。(平成20年度まで「電波利用保護旬間」として実施。平成21年度から名称変更。)

### 2 キャッチフレーズ

「電波のルールを遵守せよ」

### 3 期間

平成29年6月1日から6月10日まで

### 4 不法無線局対策の強化

不法無線局対策については、平成29年6月1日から6月30日までを取締り強化期間として設定し、特に、重点的に実施することとする。

### 5 主催

総務省

### 6 協力を要請する関係省庁及び関係団体(順不同)

警察庁、法務省、農林水産省、国土交通省、観光庁、環境省、海上保安庁、受信環境クリーン中央協議会、一般社団法人全国陸上無線協会、一般社団法人全国自動車無線連合会、一般社団法人全国漁業無線協会、一般社団法人全国船舶無線協会、一般社団法人日本アマチュア無線連盟、一般財団法人日本ラジコン電波安全協会、モータースポーツ無線協会、公益社団法人全日本トラック協会、公益社団法人全国産業廃棄物連合会及び日本郵政株式会社

### 7 実施方法

#### (1) 周知・啓発活動

平成29年6月1日から同年6月10日までの期間を中心に下記の周知・啓発活動を重点的に実施する。

ア 新聞、専門紙による周知・啓発

イ ポスター及びリーフレットによる周知・啓発

ウ 公共交通機関及び駅等を活用した周知・啓発

エ 自治体、関係団体の広報誌等を活用した周知・啓発

オ 地方総合通信局等(別添のとおり)内外の施設を活用した周知・啓発

カ 報道機関の活用

#### (2) 不法無線局対策等の強化

不法無線局の対策については、平成29年6月1日から6月30日までを取り締まり強化期間として設定し、重点的に実施することとし、電波監視体制の強化を図るものとする。

[協力依頼事項]

総務省の電波利用環境保護活動に関する周知・啓発活動に対して、次のとおり協力願います。

- 1 総会、会議等において、地方総合通信局等の周知・啓発活動に関する説明時間の確保
- 2 ポスター、リーフレット等の配布
- 3 会報紙等による周知・啓発活動
- 4 上記1～3の他、地方総合通信局等と調整の上、電波利用環境保護活動への協力

## 総務省総合通信局等の問い合わせ先一覧

本件依頼に関するお問い合わせ等は、以下の該当する地方総合通信局等をお願いします。

管轄地域	該当局	担当課	電話	住所
北海道	北海道総合通信局	電波利用 環境課	011-709-2311 (内線 4744)	〒060-8795 札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎
青森、岩手、 宮城、秋田、 山形、福島	東北総合通信局	電波利用 環境課	022-221-0677	〒980-8795 仙台市青葉区本町 3丁目2-23 仙台第2合同庁舎内
茨城、栃木、 群馬、埼玉、 千葉、東京、 神奈川、山梨	関東総合通信局	電波利用 環境課	03-6238-1803	〒102-8795 東京都千代田区九段南 1丁目2-1 九段第3合同庁舎
新潟、長野	信越総合通信局	監視調査課	026-234-9976	〒380-8795 長野県長野市旭町1108 長野第1合同庁舎
富山、石川、 福井	北陸総合通信局	監視調査課	076-233-4442	〒920-8795 石川県金沢市広坂2丁目2-60
岐阜、静岡、 愛知、三重	東海総合通信局	電波利用 環境課	052-971-9107	〒461-8795 名古屋市東区白壁 1丁目15-1 名古屋合同庁舎第3号館
滋賀、京都、 大阪、兵庫、 奈良、 和歌山	近畿総合通信局	電波利用 環境課	06-6942-8524	〒540-8795 大阪府中央区大手前 1丁目5-44 大阪合同庁舎第1号館
鳥取、島根、 岡山、広島、 山口	中国総合通信局	電波利用 環境課	082-222-3333	〒730-8795 広島市中区東白島町19-36
徳島、香川、 愛媛、高知、	四国総合通信局	電波利用 環境課	089-936-5055	〒790-8795 愛媛県松山市宮田町8-5
福岡、佐賀、 長崎、熊本、 大分、宮崎、 鹿児島	九州総合通信局	電波利用 環境課	096-312-8256	〒860-8795 熊本県西区春日2丁目10-1 熊本地方合同庁舎
沖縄	沖縄総合通信事務所	監視調査課	098-865-2308	〒900-8795 沖縄県那覇市旭町1-9 カフーナ旭橋B-1街区5階